

貨物区域用の固定式消火装置の免除等に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

貨物区域用の固定式消火装置の免除等に関する事項

改正理由

SOLAS 条約 II-2 章第 10.7 規則においては、火災の危険性が低い貨物を運送する場合、貨物区域に要求される固定式ガス消火装置を免除できる旨規定されており、火災の危険性が低い貨物については、貨物一覧 (MSC.1/Circ.1146) 及び固体ばら積み貨物のための安全要件 (BC コード) を参照するよう規定されていた。

当該貨物一覧は、IMO において定期的に見直しが行われており、2013 年 6 月に開催された第 92 回海上安全委員会 (MSC92) において、最新の貨物一覧が承認され、MSC.1/Circ.1395/Rev.1 として回章されている。

また、SOLAS 条約 II-2 章第 10.7 規則においては、国際海上個体ばら積み貨物コード (IMSBC コード) を参照するよう改められている。

今般、MSC.1/Circ.1395/Rev.1 及び IMSBC コードに基づき、関連規定を改めた。

改正内容

鋼船規則検査要領 R 編 10.7 において、火災の危険性が低い貨物等については MSC.1/Circ.1395/Rev.1 及び IMSBC コードを参照する旨規定した。